

第4章 特定健康診査等実施計画（第3期）

1 特定健康診査及び特定保健指導の基本的な考え方

特定健康診査及び特定保健指導（以下「特定健康診査等」という。）は、内臓脂肪症候群（メタボリックシンドローム）に着目した健康診査等を行うことに特色があります。

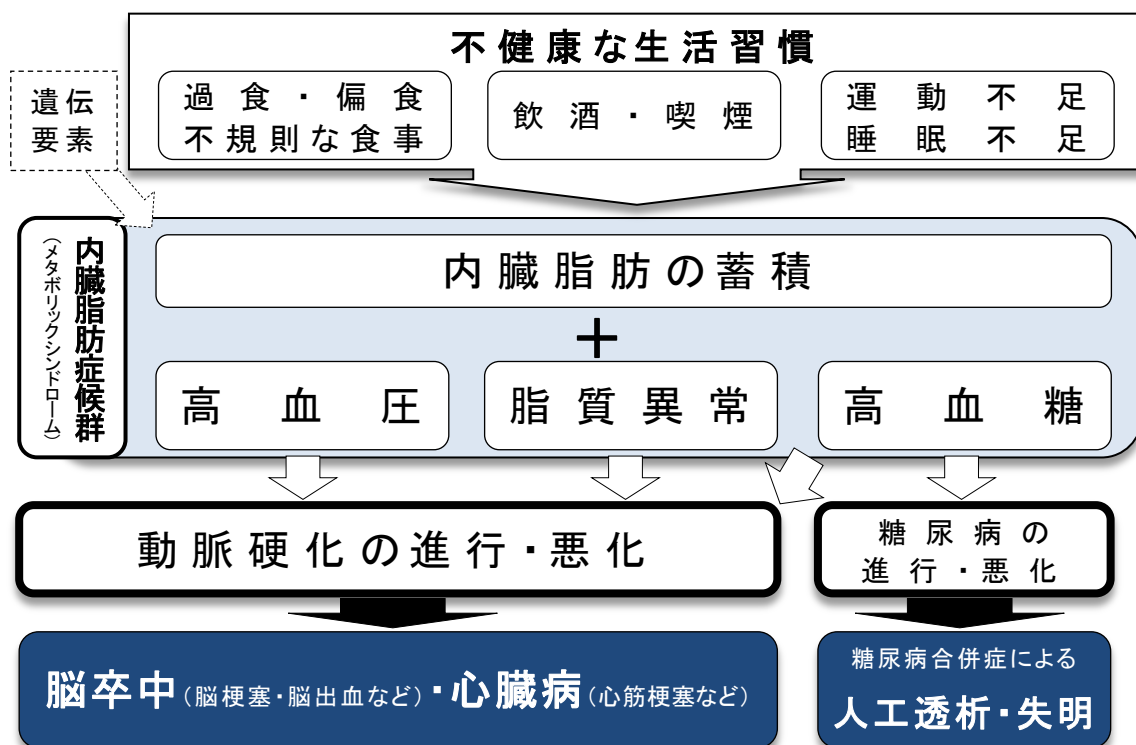
「メタボリックシンドローム」とは、腹部にたまる内臓脂肪の蓄積によって、「高血圧」「脂質異常症」「糖尿病」などの生活習慣病の症状が複数起きていることを言います。

不適切な食生活や運動不足などの不健康な生活習慣によって内臓脂肪が蓄積されると「高血圧」「脂質異常症」「糖尿病」などの生活習慣病を引き起し、これらの疾病が重症化すると人工透析や心筋梗塞、脳卒中などによる突然死や長期にわたる治療による医療費や日常生活の負担増につながります。

特定健康診査等を定期的に受診することにより、自覚症状が気付きにくい生活習慣病やメタボリックシンドロームに対し、自らの生活習慣を見直す機会を提供するとともに、生活習慣病になる可能性が高い人に対しては保健指導を行い、生活習慣の改善と生活習慣病の発症や重症化を予防します。

【メタボリックシンドロームのメカニズム】

【図表： 4-1】



厚生労働省 生活習慣病予防のための健康情報サイト「メタボリックシンドロームのメカニズム」より作成

2 第2期の取組み状況

(1) 特定健康診査

① 年度別受診状況

【図表： 4-2】

		(参考) 平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
特定健康診査対象者(人)	A	35,556	35,348	34,840	33,702	32,115
特定健康診査受診者(人)	B	14,238	14,484	14,418	14,080	13,558
特定健康診査受診率	B/A	40.0%	41.0%	41.4%	41.8%	42.2%

※法定報告及び特定健診等データ管理システム「特定健診・特定保健指導実施結果総括表」より

② 目標と実績の比較

平成24年度は40.0%であった特定健康診査受診率は、平成28年度では42.2%に上昇していますが目標を下回っています。

【図表： 4-3】

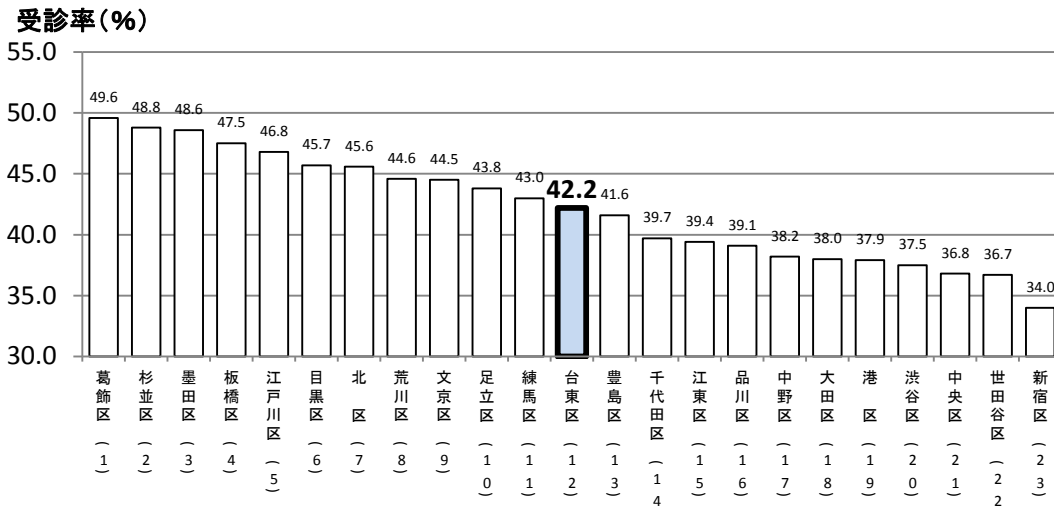
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
特定健康診査受診率(目標値)	42.8%	47.1%	51.4%	55.7%	60.0%
特定健康診査受診率(法定報告値)	41.0%	41.4%	41.8%	42.2%	-

③ 特別区の受診率(平成28年度)

法定報告数値より作成した特別区の特定健診受診率の比較です。

法定報告数値の受診率は、全国が36.4%、東京都が44.7%、特別区が42.5%です。台東区は42.2%で特別区の中では23区中12位となっています。

【図表： 4-4】



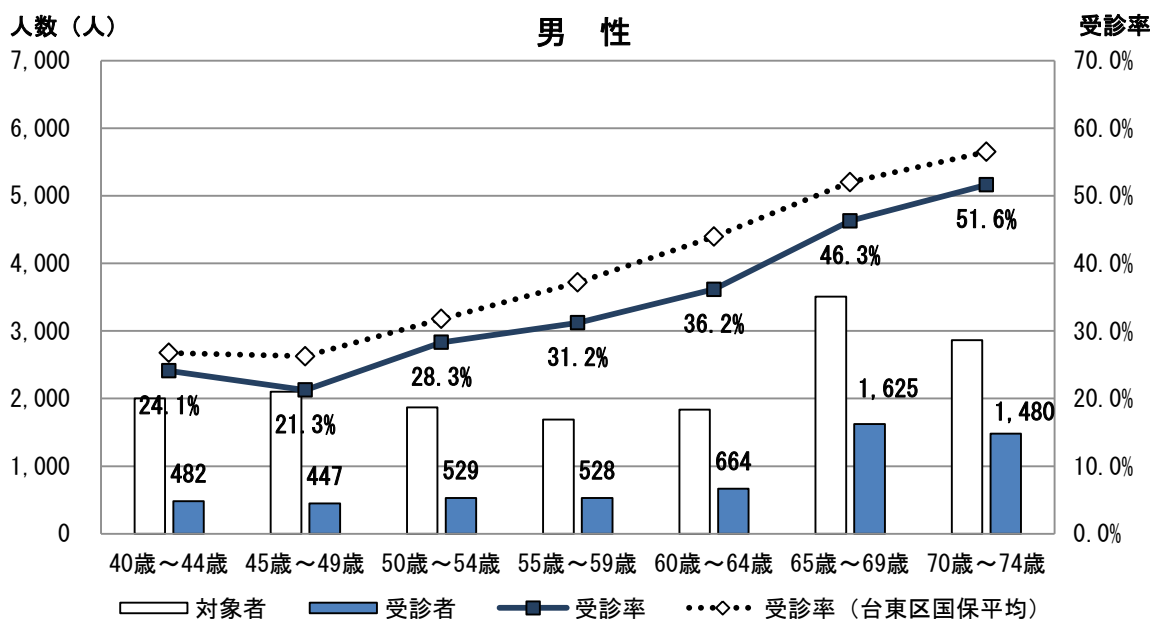
④ 年齢階層別の受診率（平成 28 年度）

年齢階層別の受診率は、男女ともに年齢が上がると受診率が高い傾向です。

5歳ごとの年齢階層で受診率を比較すると、70歳～74歳では男性51.6%、女性60.3%の一方、男性の40歳代及び50～54歳と女性の40歳～44歳では30%以下となっています。

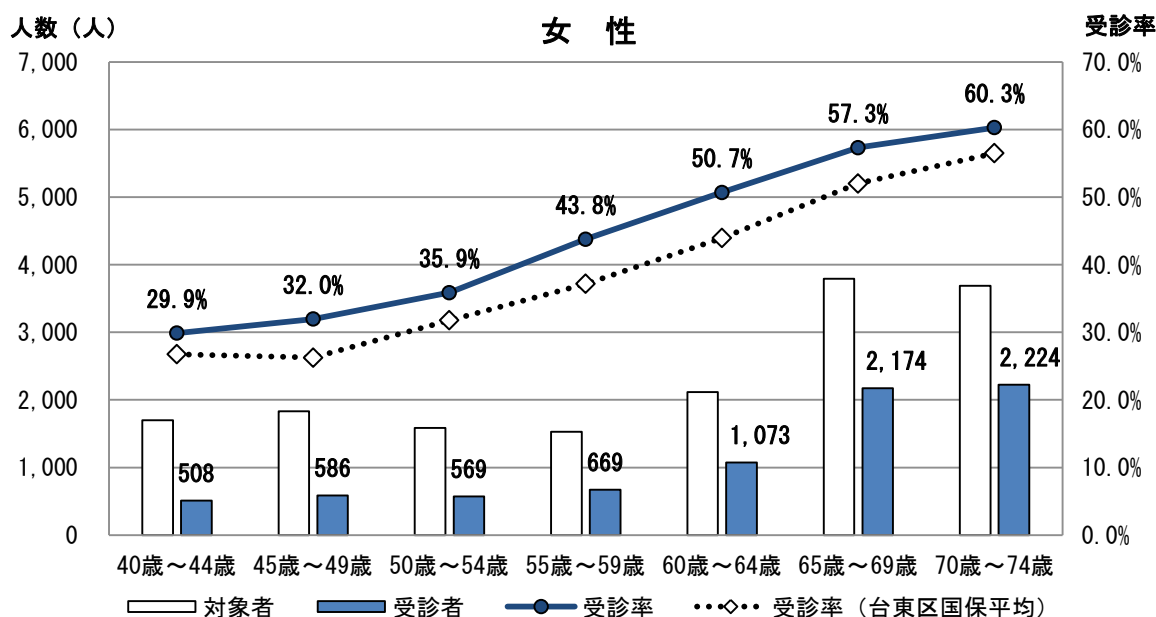
性別で受診率を比較すると、全年齢で男性よりも女性の受診率が高くなっており、男性の受診率は全年齢で男女合わせた台東区国保の平均を下回っています。

【図表： 4-5】



※特定健診等データ管理システム「特定健診・特定保健指導実施結果総括表」より

【図表： 4-6】



※特定健診等データ管理システム「特定健診・特定保健指導実施結果総括表」より

⑤ 受診結果の比較（平成 28 年度）

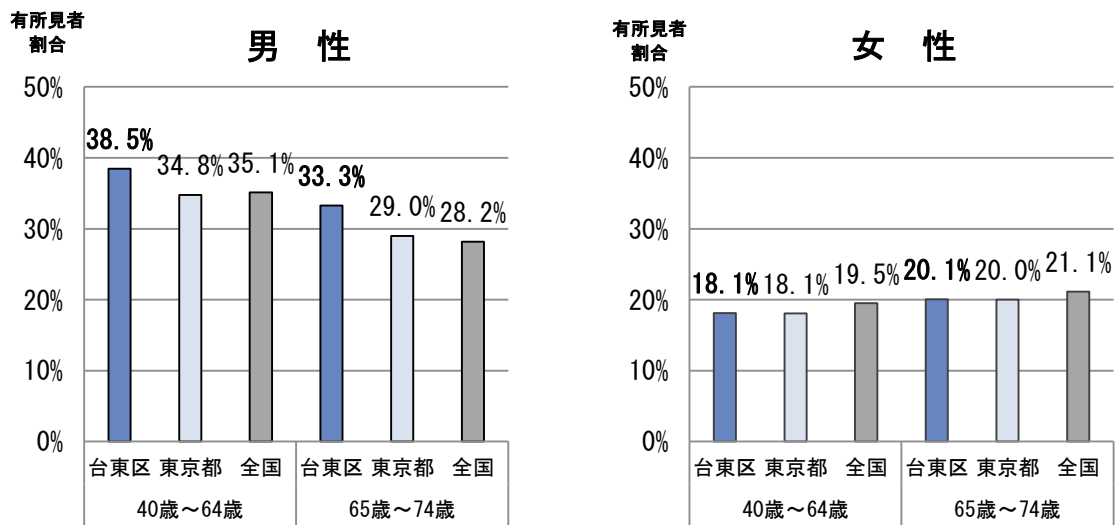
ア. 検査項目の有所見者割合の比較

KDBシステムより抽出した台東区国保加入者の「健診有所見者状況」を東京都及び全国と比較します。

台東区国保加入者は、有所見者割合が東京都及び全国より全体的に高い傾向にあり、性別で比較すると女性よりも男性の有所見割合が高い傾向です。

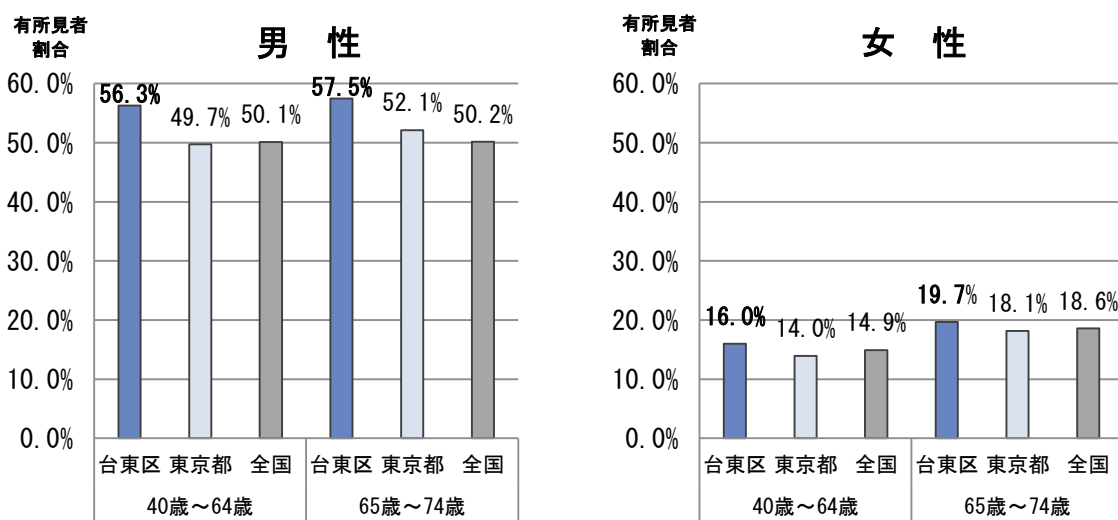
■ BMI 有所見者（25 以上）

【図表： 4-7】



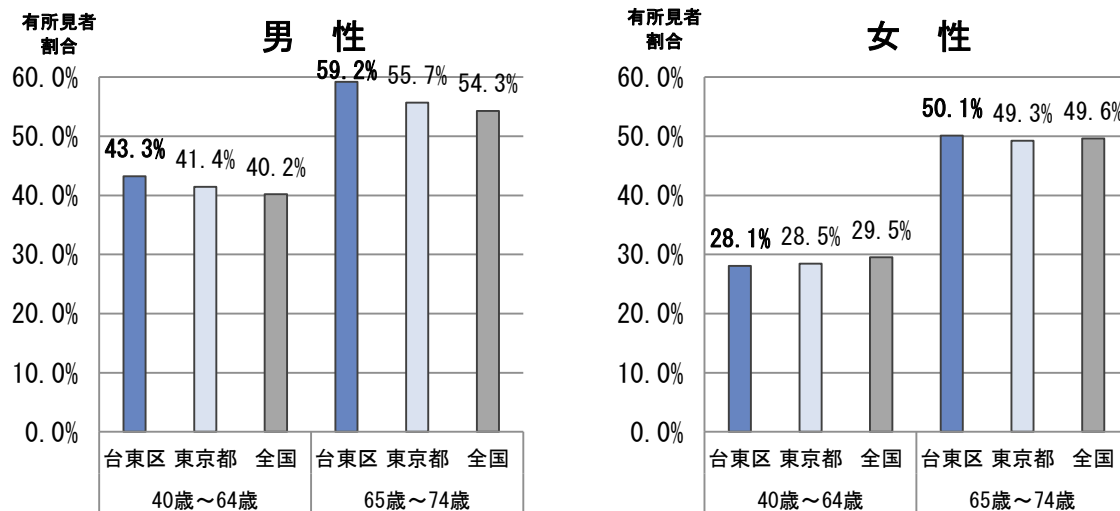
■ 腹囲有所見者（男性 85 cm 以上 女性 90 cm 以上）

【図表： 4-8】



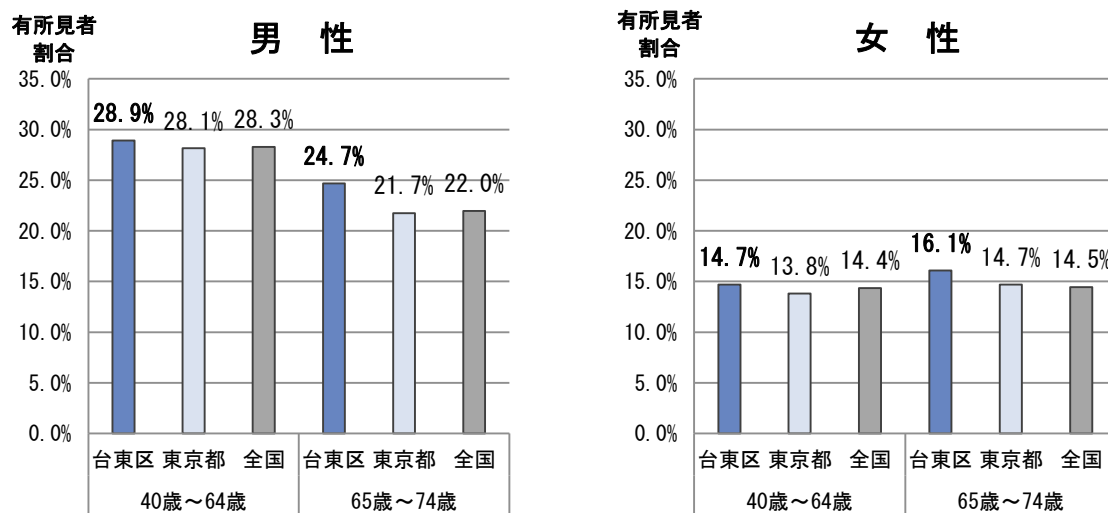
■収縮期血圧有所見者（130mmHg 以上）

【図表： 4-9】



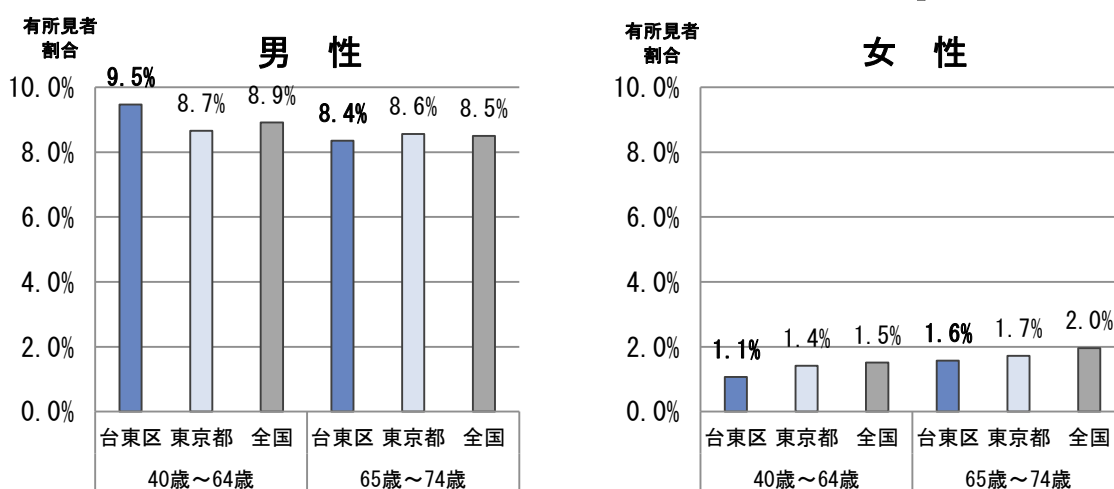
■拡張期血圧有所見者（85mmHg 以上）

【図表： 4-10】



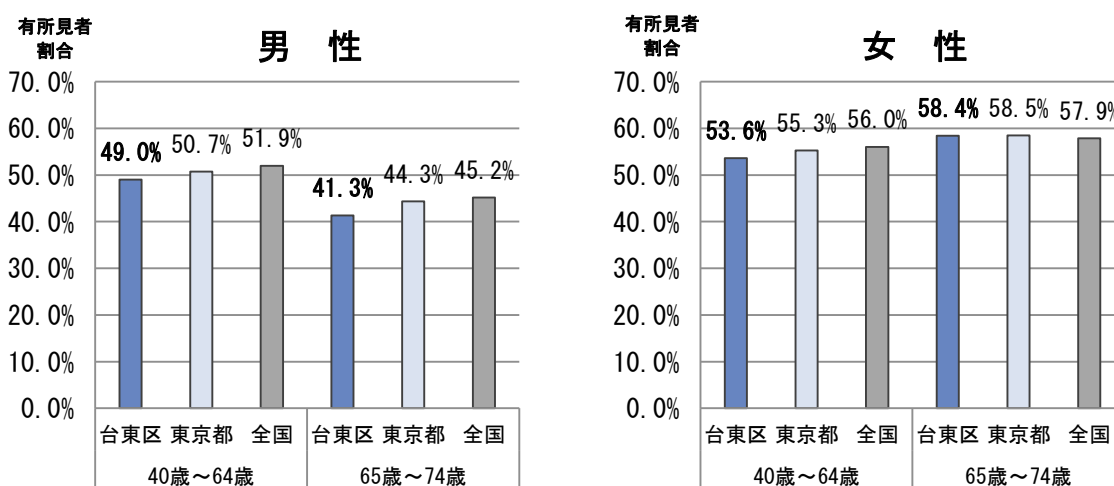
■ HDL コレステロール有所見者 (40mg/dL 未満)

【図表： 4-1 1】



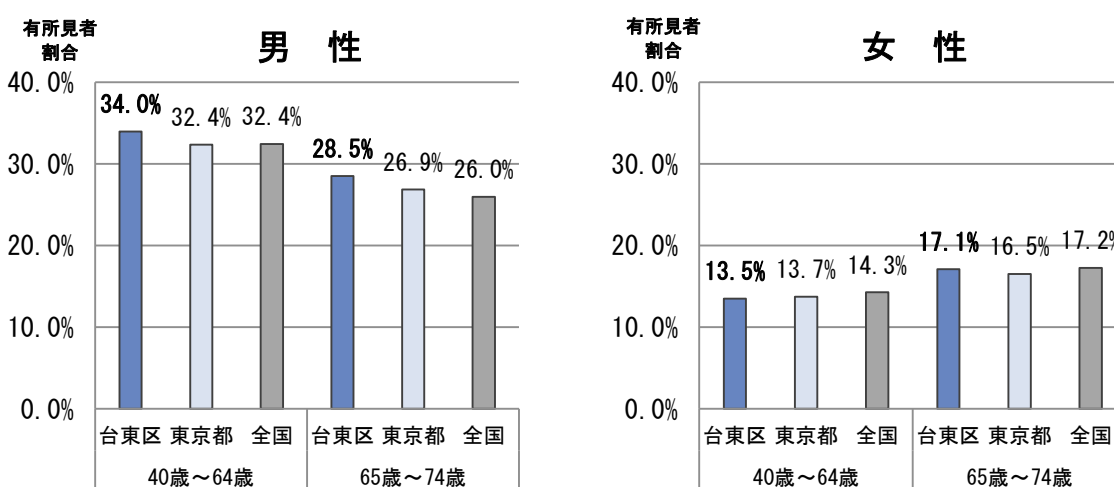
■ LDL コレステロール有所見者 (120mg/dL 以上)

【図表： 4-1 2】



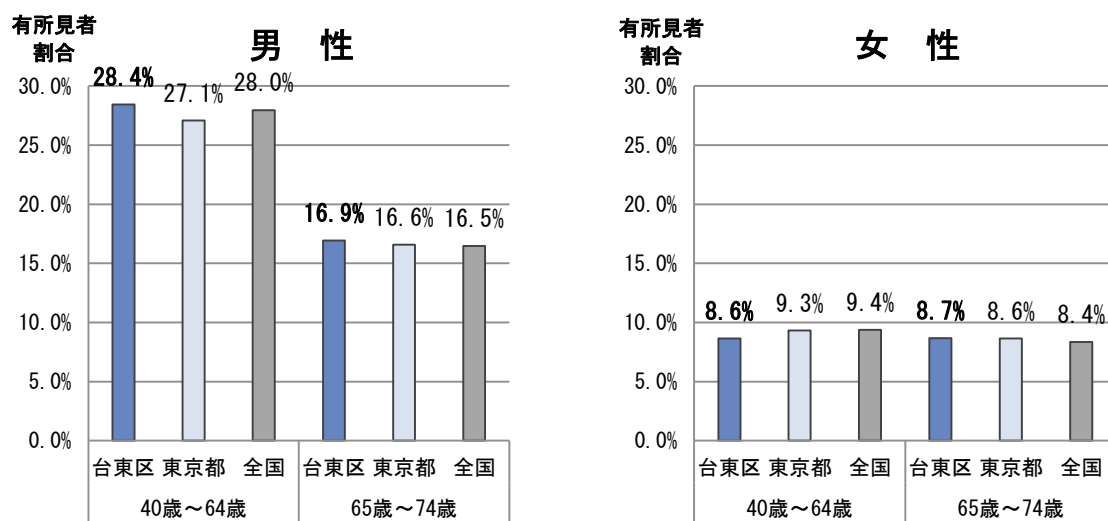
■ 中性脂肪有所見者 (150mg/dL 以上)

【図表： 4-1 3】



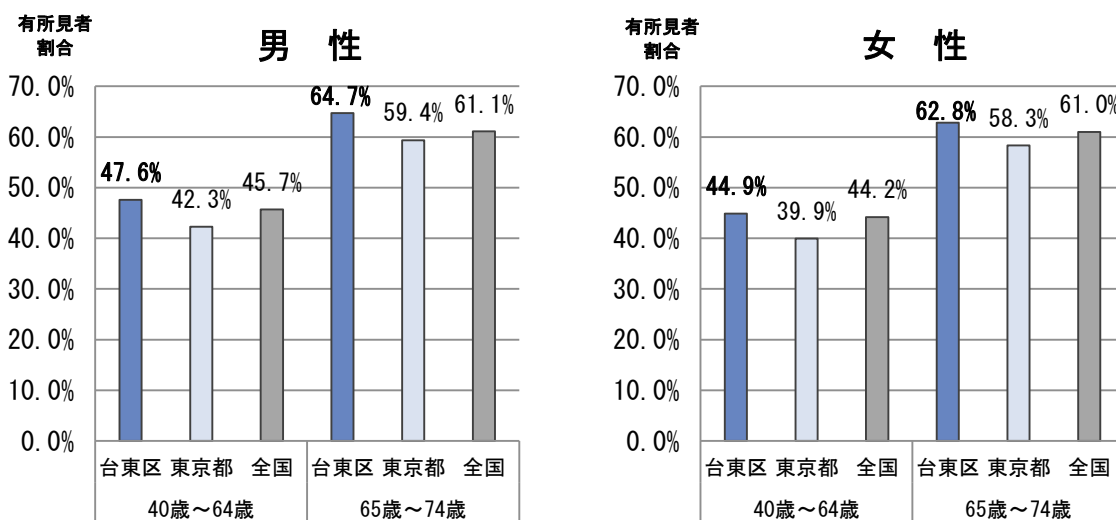
■ A L T (G P T) 有所見者 (31IU/L 以上)

【図表： 4-14】



■ H b A 1 c 有所見者 (5.6%以上)

【図表： 4-15】



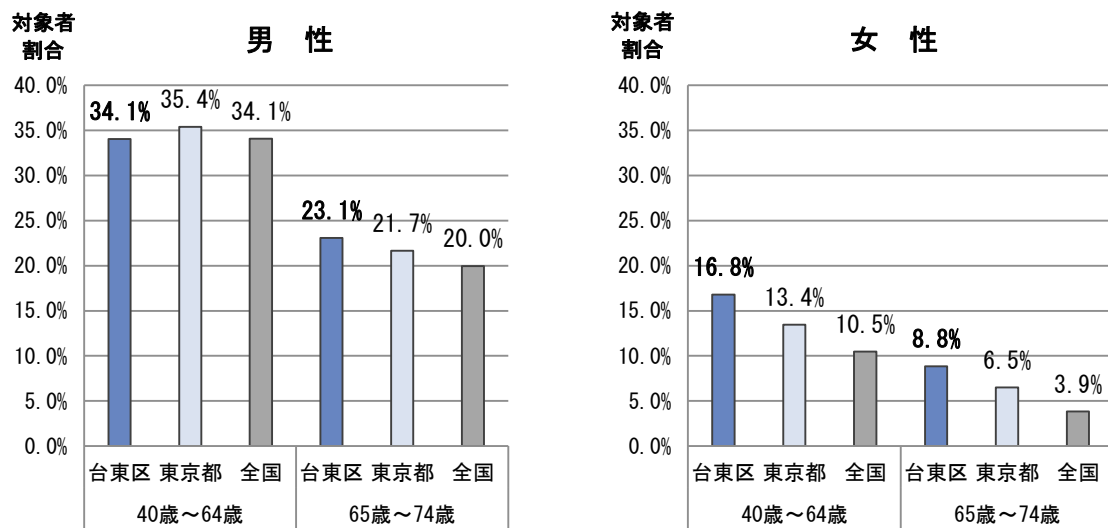
イ. 喫煙・飲酒状況の比較

KDBシステムより抽出した台東区国保加入者の特定健康診査の質問票で、「喫煙」及び「飲酒」の項目について有所見者の状況を東京都及び全国と比較します。

台東区国保加入者は、女性の喫煙率が東京都及び全国と比較して高くなっています。また、飲酒率は男女ともに東京都及び全国よりも高くなっています。

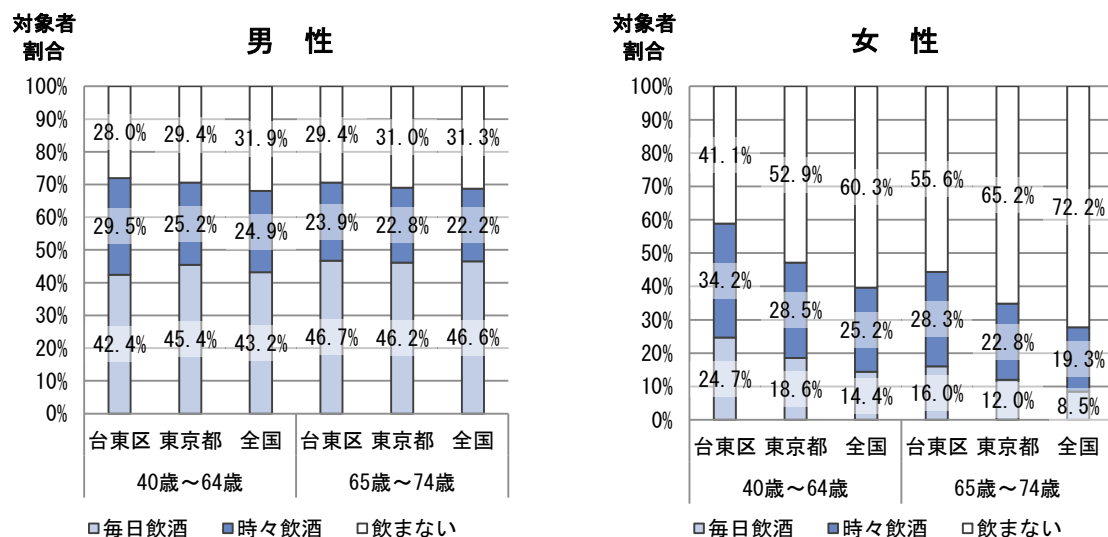
■ 喫煙習慣（質問項目で『喫煙をしている』と回答した割合）

【図表： 4-16】



■ 飲酒習慣（質問項目で回答した『飲酒頻度』の割合）

【図表： 4-17】



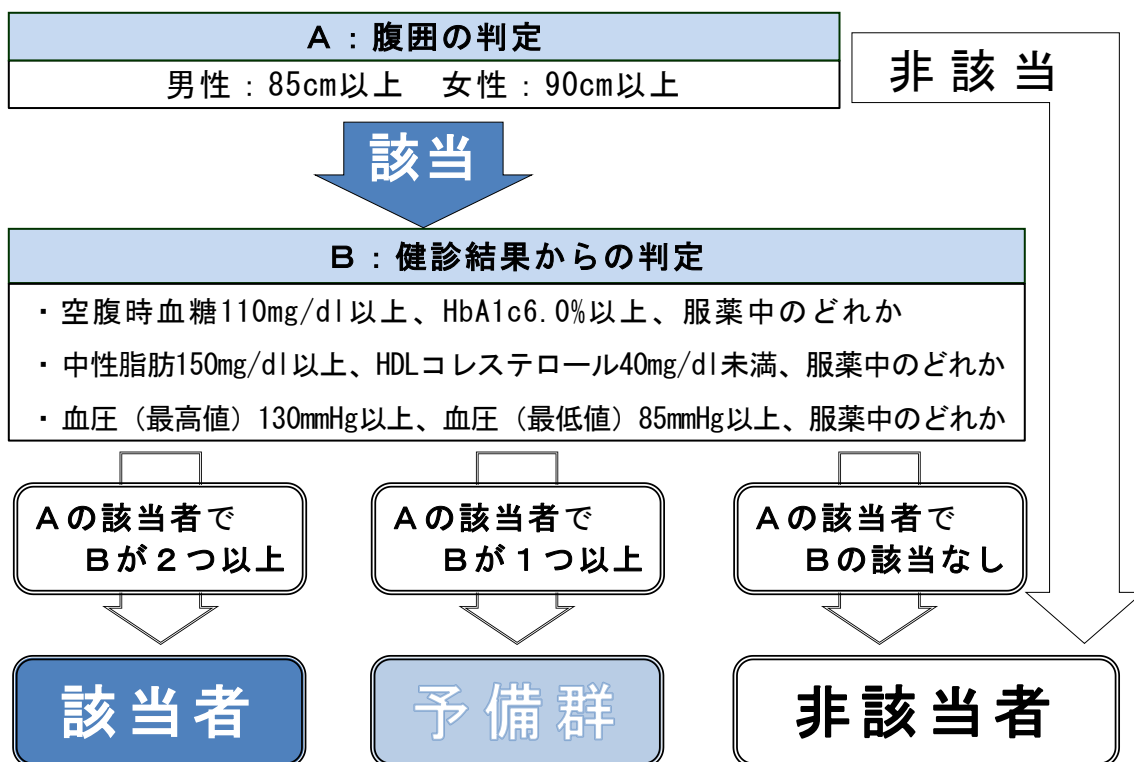
⑥ 健診結果におけるメタボリックシンドロームの状況

ア. メタボリックシンドロームの判定基準

特定健康診査の結果からメタボリックシンドローム該当者、予備群者、非該当者のどの階層に該当するか下図のフローチャートにより判定を行います。

生活習慣病発症のリスクが最も高い階層が「メタボリックシンドローム該当者」となります。

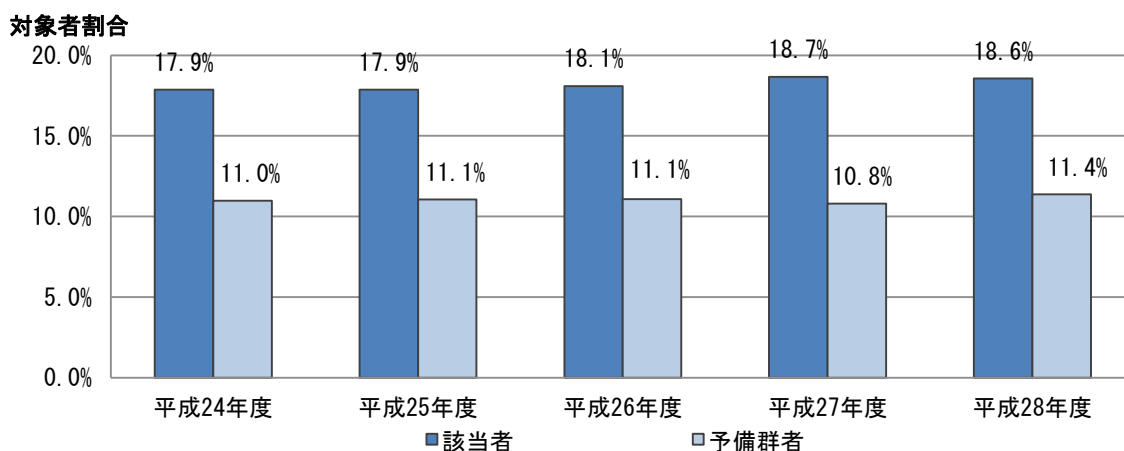
【図表： 4-18】



イ. 該当者・予備群割合の推移

健診結果における該当者・予備群者の割合は、ほぼ横ばいで推移しています。

【図表： 4-19】

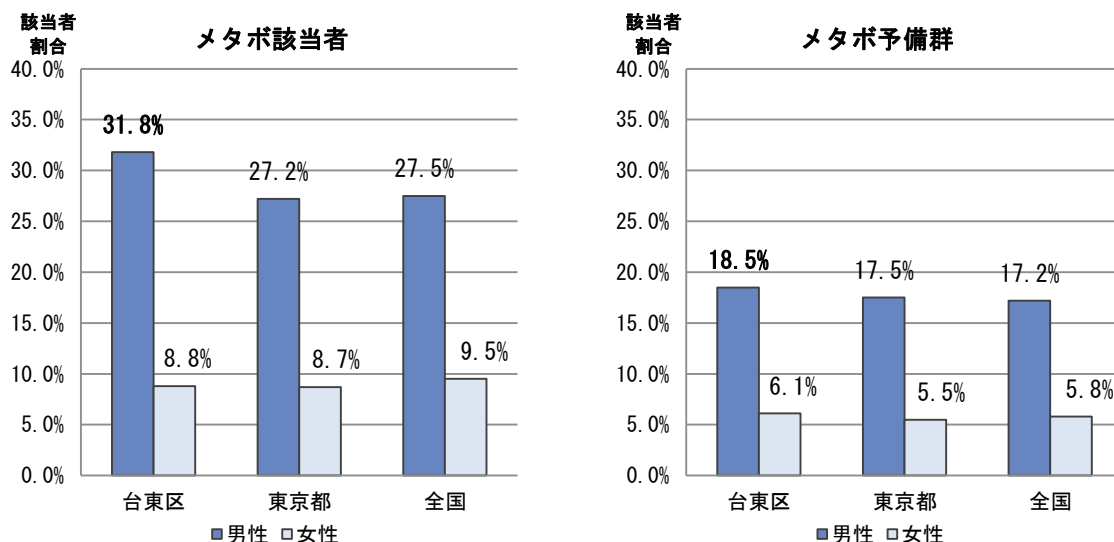


※特定健診等データ管理システム「特定健診・特定保健指導実施結果総括表」より

ウ. 該当者・予備群割合の比較（平成 28 年度）

K D B システムから抽出した台東区国保加入者の性別のメタボリックシンドローム予備群者割合は、東京都及び全国と比較すると男女ともに高い傾向にあり、また男性の該当者割合は、女性の約 3 倍となっています。

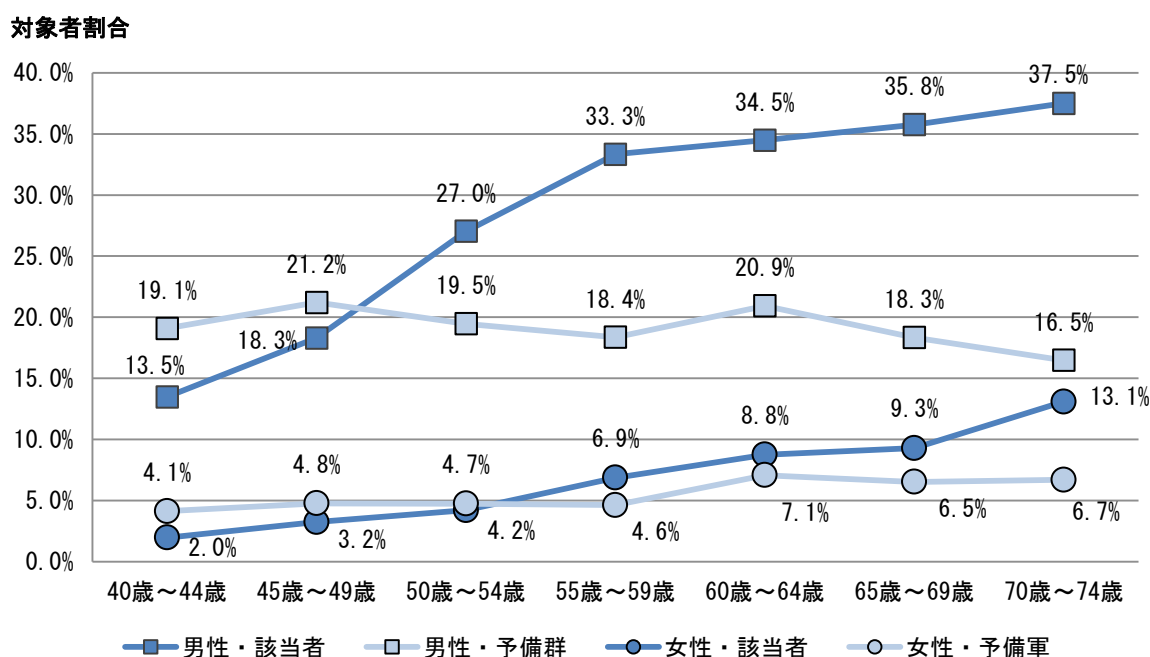
【図表： 4-20】



エ. 年齢階層別の該当者・予備群の割合（平成 28 年度）

K D B システムから抽出した台東区国保加入者の年齢階層別メタボリックシンドローム該当者割合及び予備群割合は、男性は年齢が上がるにつれ該当者割合が増え、55 歳以上では 30%以上となっています。また女性も年齢が上がるに該当者割合は高くなりますが、男性と比較すると低い傾向にあります。

【図表： 4-21】



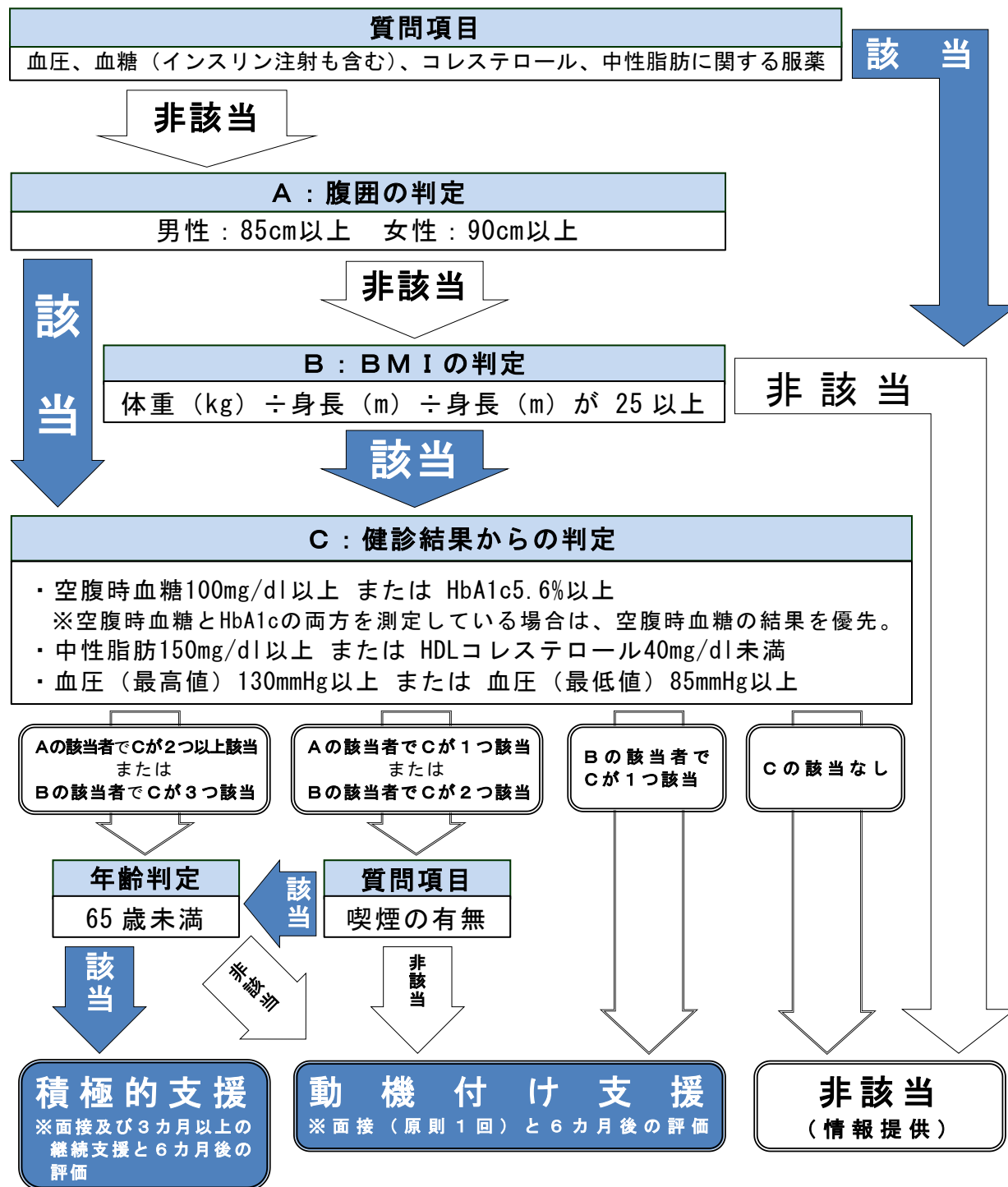
(2) 特定保健指導

① 対象者の基準

特定健康診査受診者を下のフローチャートにしたがって「積極的支援」「動機付け支援」「情報提供」のどこにあたるか判定します。

この判定を「特定保健指導階層化」といい、「積極的支援」と「動機付け支援」の該当者を対象に行われる保健指導を「特定保健指導」といいます。

【図表： 4-22】



② 年度別実施状況

【図表： 4-23】

		(参考) 平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
特定保健指導対象者(人)	A	1,781	1,751	1,749	1,686	1,637
特定保健指導実施者(人)	B	257	218	210	184	131
特定保健指導実施率	B/A	14.4%	12.5%	12.0%	10.9%	8.0%

※法定報告及び特定健診等データ管理システム「特定健診・特定保健指導実施結果総括表」より

③ 目標と実績の比較

平成25年度から平成28年度までの年度別の特定保健指導の実績は、各年度とも目標値を下回っています。

【図表： 4-24】

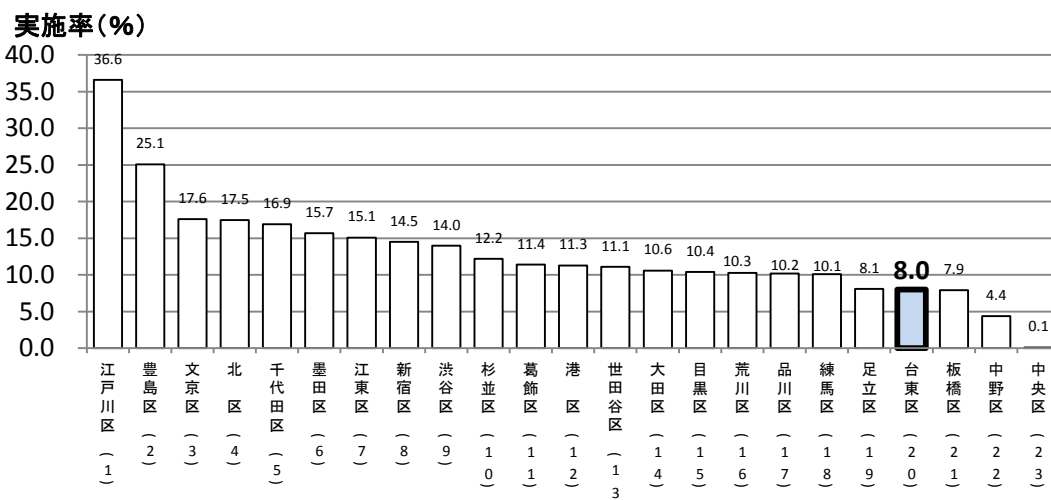
	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
特定保健指導実施率(目標値)	22.8%	32.2%	41.5%	50.8%	60.0%
特定保健指導実施率(法定報告値)	12.5%	12.0%	10.9%	8.0%	-

④ 特別区の実施率(平成28年度)

法定報告数値より作成した特別区の特定保健指導実施率の比較です。

法定報告数値の実施率は、全国が21.1%、東京都が14.9%、特別区が13.6%です。台東区は8.0%で特別区の中では23区中20位となっています。

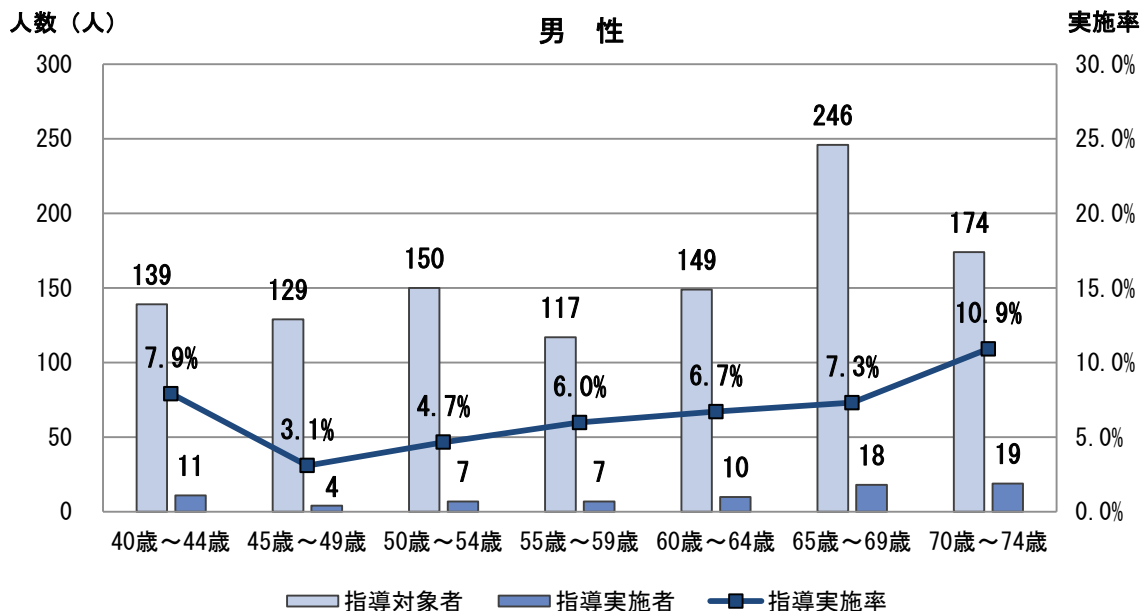
【図表： 4-25】



⑤ 年齢階層別の実施率（平成 28 年度）

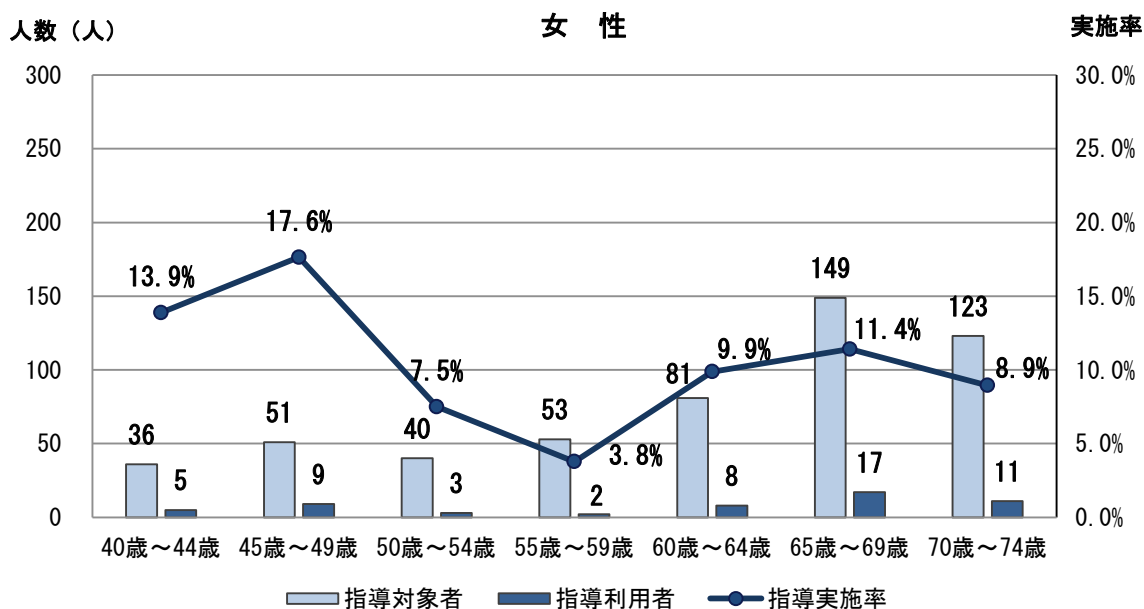
年齢階層別の実施率は、男女ともに年齢が上がるとう実施率が高くなる傾向です。
また、保健指導対象者は女性よりも男性が多く、保健指導実施率は男性よりも女性が高い傾向にあります。

【図表： 4-26】



※特定健診等データ管理システム「特定健診・特定保健指導実施結果総括表」より

【図表： 4-27】



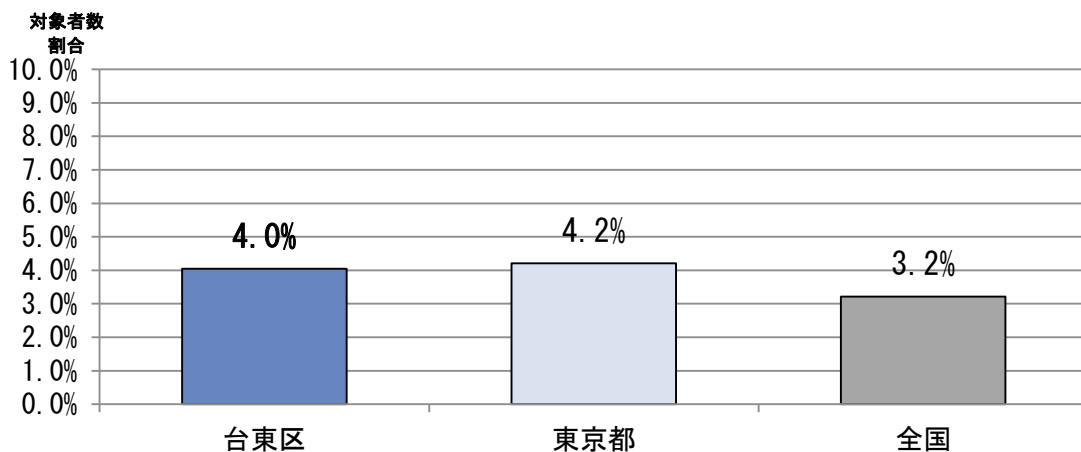
※特定健診等データ管理システム「特定健診・特定保健指導実施結果総括表」より

⑥ 対象者割合の比較

ア. 積極的支援対象者割合（平成 28 年度）

K D B システムより抽出した台東区国保加入者の積極的支援対象者を東京都及び全国と比較すると、東京都とは大きな差はありませんが、全国よりも台東区国保加入者の方が割合は高くなっています。

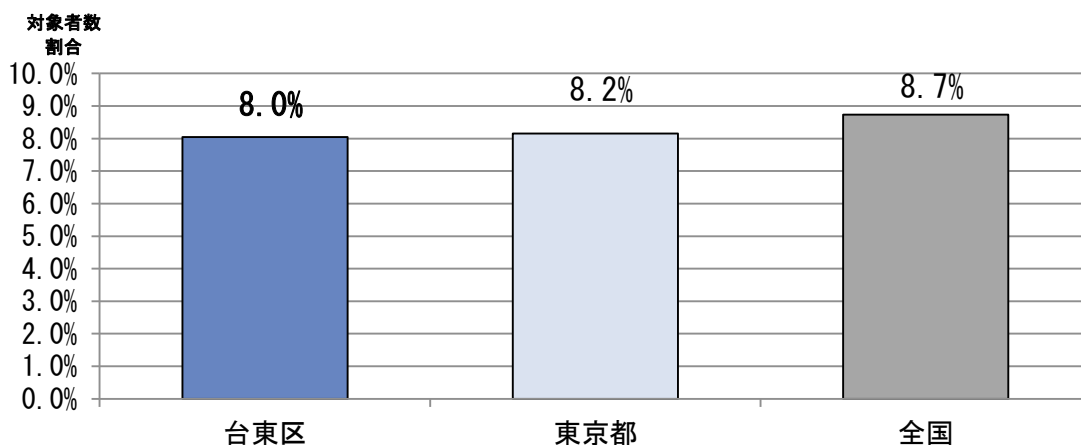
【図表： 4-28】



イ. 動機付け支援対象者割合（平成 28 年度）

K D B システムより抽出した台東区国保加入者の動機付け支援対象者を東京都及び全国と比較すると、東京都とは大きな差はありませんが、全国よりも台東区国保加入者の方が割合は低くなっています。

【図表： 4-29】



(3) 特定健康診査受診率・特定保健指導実施率向上のための取組み

① 周知・啓発事業

【図表： 4-30】

実施内容	概要
区報・区公式ホームページ等での周知	<ul style="list-style-type: none"> ・ 毎年3月末「広報たいとう号外号 医療制度特集号」に掲載し、新聞折込のほか、区有施設にて配布 ・ 小冊子「わかりやすい台東区の国保」に特集ページに掲載し、窓口等で配布
周知用ポスターの掲示	<ul style="list-style-type: none"> ・ 区有施設及び区内医療機関に掲示 ・ 都営バス等の公共交通機関の車内に掲示
各種健診等啓発イベントへの参加	<ul style="list-style-type: none"> ・ 台東保健所等が主催する健診等の啓発イベントでのパネルの展示や啓発ちらしの配布
PR用ポケットティッシュの配布	<ul style="list-style-type: none"> ・ 全期間の特定健康診査受診票発送後、国民健康保険課の窓口等で配布

② 特定健康診査未受診者への勧奨

特定健康診査未受診者に対して、受診勧奨はがきを送付しました。

平成25年度から平成27年度は第1期、第2期の未受診者に対して各年度11月に受診勧奨を行い、平成28年度は、受診勧奨対象を第1期、第2期、第3期の全期間の未受診者に広げて平成28年11月に受診勧奨を行いました。

平成29年度の未受診者勧奨も全期間の未受診者を対象としたうえで、第1期の対象者への受診勧奨時期を11月から10月へ1か月繰り上げました。

③ 特定保健指導未利用者への勧奨

利用券発送後、一定期間内に申込がない対象者に対して利用勧奨を行いました。

利用勧奨は、一人の未利用者に対し、利用券発送から2週間後、2か月後、4か月後の最大3回行いました。

(4) 特定健康診査等の実施課題

【図表： 4-31】

課題1 特定健康診査受診率が伸び悩んでいます。 (P24【図表： 4-3】 P25【図表： 4-5、4-6】)
受診率は年々増加していますが、40歳代の受診率が低い状況にあります。 また、全年齢層で女性より男性の受診率が伸び悩んでいます。 受診の案内方法や周知啓発方法等を検討する必要があります。
課題2 受診勧奨の手法の検討が必要です。 (P24【図表： 4-2】)
周知啓発事業や受診勧奨はがきなどより受診率は増加していますが、より効果的な受診勧奨の手法を検討する必要があります。
課題3 特定保健指導実施率が目標値に達していません。 (P34【図表： 4-24】 P35【図表： 4-26、4-27】)
女性の45歳～49歳の実施率が最も高くなっていますが、男女とも全年齢層で実施率が目標値に達していません。実施機会の拡充など実施方法の検討をする必要があります。

台東区 健(検)診PRキャラクター
台東くん(看護師バージョン)



3 第3期（平成30年度から平成35年度まで）で達成しようとする目標

(1) 目標値の設定

平成28年度の特定健康診査の受診率が42.2%であることから、国が設定した目標値をもとに、平成30年度の目標受診率を45%とし、平成35年度に国が設定した60%を達成するため、下記表に示すとおり目標値を設定します。

特定保健指導の実施率は、平成28年度の特定保健指導の実施率が8.0%であることから、平成30年度の目標実施率を25%とし、平成35年度に国が設定した60%を達成するため、特定健康診査と同様に実施率が上がるよう目標値を設定します。

また、特定保健指導対象者の減少率についても、平成35年度に国が設定した平成20年度比で減少率25%以上を目標値として設定します。

【図表： 4-32】

項目	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度	国の目標値 (平成35年度)
特定健康診査受診率	45%	48%	51%	54%	57%	60%	60%
特定保健指導実施率	25%	30%	35%	45%	50%	60%	60%
特定保健指導対象者の 減少率 (平成20年度と比較)	20%	21%	22%	23%	24%	25%	25%

(2) 実施予定者数

① 特定健康診査

ア. 対象者

対象者は、特定健康診査の実施年度の1年間を通じ台東区国民健康保険に加入している（年度途中での加入・脱退等異動がない者）40歳から74歳の者とします。

イ. 対象者数の算定

平成25年度から平成28年度までの台東区国保加入者の年齢階層別の伸び率の平均より平成30年度以降の特定健康診査対象者数を推計しました。

受診者数については、特定健康診査対象者数に目標受診率を乗じて推計しました。

■ 特定健康診査対象者推計

【図表： 4-33】

	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
対象者数推計	34,246	33,135	32,099	31,135	30,232	29,387
受診者数推計	15,411	15,905	16,371	16,813	17,233	17,632
【再掲】目標受診率	45%	48%	51%	54%	57%	60%

② 特定保健指導

ア. 対象者

特定健康診査受診者で、「積極的支援対象者」「動機付け支援対象者」に該当した者とします。(P33【図表：4-22】参照)

イ. 対象者数の算定

特定健康診査受診者数推計に対し、台東区国保の平成25年度から平成28年度の特典保健指導対象者の割合の平均と特定保健指導対象者の目標減少率を乗じて推計しました。

実施者数については、特定保健指導対象者数に目標実施率を乗じて推計しました。

■ 特定保健指導対象者数（動機付け支援）

【図表：4-34】

	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
対象者数推計	1,125	1,145	1,162	1,177	1,189	1,199
実施者数推計	281	344	407	530	595	719
【再掲】目標実施率	25%	30%	35%	45%	50%	60%

■ 特定保健指導対象者数（積極的支援）

【図表：4-35】

	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度	平成 35年度
対象者数推計	663	684	688	706	707	723
実施者数推計	168	205	241	318	354	434
【再掲】目標実施率	25%	30%	35%	45%	50%	60%

4 特定健康診査・特定保健指導の実施方法

これまでの実施状況等を踏まえ、目標の達成に向けた特定健康診査等を実施します。なお、特定健康診査は台東保健所の台東区総合健康診査として実施します。

(1) 特定健康診査

① 実施場所・実施時期

【図表： 4-36】

実施場所	実施時期		
区内協力 医療機関	6月～翌年1月末日		
	受診票発送時期		受診期間（受診票記載）
	第1期（4月～8月生）	5月末	6月1日～9月30日
	第2期（9月～12月生）	7月末	8月1日～10月31日
	第3期（1～3月生）	9月末	10月1日～1月31日

② 実施項目

【図表： 4-37】

項目	検査内容	
基本的な 項目	問診	既往歴、服薬歴、喫煙習慣など
	理化学的検査	身体診察（視診、打聴診、触診）
	身体測定	身長、体重、BMI、腹囲
	血圧測定	収縮期血圧、拡張期血圧
	肝機能検査	AST（GOT）、ALT（GPT）、 γ -GT（ γ -GTP）
	血中脂質検査	中性脂肪、HDL コレステロール、LDL コレステロール、Non-HDL コレステロール
	血糖検査	空腹時血糖、HbA1c、随時血糖
	尿検査	尿糖、尿蛋白
	腎機能検査	尿酸、血清クレアチニン
台東区 独自の 項目	貧血検査	赤血球数、血色素量、ヘマトクリット値
	心電図検査	
	胸部X線検査	
医師が必要と認めた場合に行う項目	眼底検査、耳鼻咽喉頭検査	

③ 受診方法

- ・対象者が実施期間内に区内協力医療機関へ直接予約を行い、国民健康保険者証と特定健康診査受診票を持って医療機関で受診する「個別受診方式」で実施します。
- ・区内協力医療機関との契約項目については、自己負担額なしで健診を実施します。
- ・受診票に記載されている利用期限を過ぎていても、当該年度の1月末までは受診可能とします。

④ 周知・案内方法

- ・特定健康診査対象者に対し、特定健康診査の受診票・案内等を送付します。
- ・広報たいとう及び区公式ホームページ等で特定健康診査の案内を掲載します。
- ・区有施設及び区内医療機関、公共交通車内にポスター掲示をします。
- ・受診率が低い年齢層に対し、効果的な周知・案内方法を検討していきます。

⑤ 未受診者対策

- ・受診票発送後、一定期間内に受診が確認できない対象者に対し、受診勧奨の案内等を送付します。
- ・受診勧奨の案内等の送付後の受診状況等の分析を行い、その結果を踏まえて次年度以降の受診勧奨方法を検討します。
- ・関係機関と連携し、効果的な受診案内や勧奨方法を検討していきます。

<参考>

受診を忘れていませんか？
総合健康診査
(特定健診)の受診期間は、
毎年度
1月31日まで

台東区国民健康保険では、年度末時点で40歳以上の加入者に、
無料で総合健康診査を**受診**できる受診票を
青い封筒で送付しています。

総合健康診査を**無料で受診**できる受診票を
対象者の誕生日ごとに**青い封筒**で送付しています。

誕生日	発送時期
4月～8月	5月末
9月～12月	7月末
1月～3月	9月末

※3月31日時点で75歳の方は、発送時期が上記と異なる場合があります。
※健診の受診期間は、毎年度6月1日～1月31日です。

<健診についての問い合わせ・受診票の再発行等>
台東保健所 保健サービス課 母子成人保健担当 Tel. 03-3847-9481
台東区役所 国民健康保険課 庶務係 Tel. 03-5246-1251

平成 29 年度
受診勧奨用ポケットティッシュ

台東区 国民健康保険にご加入中の皆さまへ
年に1回
総合健康診査を受診しましょう

「高血圧」「糖尿病」など代表される生活習慣病のメカニズムを解説した「特定健康診査」に、台東区が独自の検診項目を追加した健康診査です。
台東区 国民健康保険では、年度末時点で40歳以上の加入者に、
年に1回、区内協力医療機関で**無料**で受診できる受診票を送付しています。

受診票が届いたら、受診お早めに！～受診開始時期と検診期間、誕生日によって異なります～

4月	7月	10月	1月	4月	7月	10月	1月
第1期 (検診)	第1期 (検診)	第1期 (検診)	第1期 (検診)	第1期 (検診)	第1期 (検診)	第1期 (検診)	第1期 (検診)
第2期 (検診)	第2期 (検診)	第2期 (検診)	第2期 (検診)	第2期 (検診)	第2期 (検診)	第2期 (検診)	第2期 (検診)

※ 検診期間でも、1月31日までは健診を受診することが可能です。
※ 検診(自)に、検診(他)と併用する場合は、検診(他)の方で検診期間が経過した場合は、検診(自)のみが有効になります。

受診票利用有効日!

「特定健康診査」もご存知ですか？
生活習慣の改善を無料でサポートします!

総合健康診査の検診結果から生活習慣病の発症リスクが高いと判定される方には、保健師や栄養士などの専門家が生活習慣の改善や発症しを予防する「特定健康診査」の利用を(無料)をお勧めします。生活習慣病予防の健康保持増進のため、利用が難しい方は器具ご活用ください。
※ 「特定健康診査」は利用者が自由に申し込めます。

① 受診票が届いたら、検診お早めに！
② 検診お早めに！
③ 特定健康診査の開始
④ 特定健康診査の開始

※ 検診期間が過ぎたら、検診お早めに！
※ 検診期間が過ぎたら、検診お早めに！
※ 検診期間が過ぎたら、検診お早めに！

台東保健所 保健サービス課 母子成人保健担当 Tel. 03-3847-9481
台東区役所 国民健康保険課 庶務係 Tel. 03-5246-1251

平成 29 年度
健診受診等 P R ポスター (A3)

(2) 特定保健指導

① 実施方法・実施時期・実施回数

【図表： 4-38】

実施方法	実施期間	
委託により 実施	特定健康診査受診後に利用を申込んだ日から6カ月間 (申込可能期間：8月～翌年度7月末)	
	支援区分	支援回数・期間
	動機付け支援	原則1回の面接と6カ月後(3カ月後)の 評価を実施
	積極的支援	初回面接、3カ月以上の継続支援と6カ月 後(3カ月後)の評価を実施

② 実施内容

- ・対象者自身が健診結果を理解した上で自らの生活習慣を振り返り、生活習慣改善のための課題・目標等を対象者と共に考え、実行可能な行動目標を対象者が自ら立てられるよう支援します。
- ・行動目標の設定後、対象者が生活習慣を改善するための行動を自ら実践し、健康に関する自己管理が実現できるよう支援します。
- ・対象者に対し、個別面接をはじめ健康管理に関するセミナー等を活用した生活習慣改善のきっかけづくりを実施します。

③ 周知・案内方法

- ・特定保健指導対象者に対し、特定保健指導の利用券と案内を送付します。
- ・広報たいとう及び区公式ホームページ等で特定保健指導の案内を掲載します。
- ・区有施設及び区内医療機関にポスター掲示をします。
- ・対象者の利便性向上やニーズに対応する体制を検討します。

④ 未利用者対策

- ・利用券発送後、一定期間申込がない対象者に対し郵便、電話等で利用勧奨を行います。
- ・利用勧奨後の状況の分析を行い、その結果を踏まえて次年度以降の勧奨方法を検討し改善することにより、実施率の向上につなげていきます。

(3) 特定健康診査等の年間スケジュール

【図表： 4-39】

		特定健康診査	特定保健指導		
実施年度	4月				
	5月	下旬：受診票発送（第1期）			
	6月	特 定 健 康 診 査			
	7月		下旬：受診票発送（第2期）		
	8月				
	9月		下旬：受診票発送（第3期）	上旬：利用券発送（6月受診分） 初回面談	
	10月		勸奨はがき発送（第1期）	特 定 保 健 指 導 利 用 申 込 受 付 期 間	
	11月		勸奨はがき発送（第2・3期）		実施年度 未利用者勸奨開始
	12月				
	1月				
	2月				
	3月				
翌年度	4月				上旬：利用券発送（1月受診分） 初回面談
	5月		下旬：受診票発送（第1期）		
	6月	特 定 健 康 診 査			
	7月		下旬：受診票発送（第2期）		実施年度 未利用者勸奨終了
	8月				
	9月		下旬：受診票発送（第3期）		
	10月		勸奨はがき発送（第1期）	特 定 保 健 指 導 実 施 期 間 （ 利 用 申 込 日 か ら 6 か 月 間 ）	
	11月		勸奨はがき発送（第2・3期）		
	12月				
	1月				
	2月				

(4) 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画は、広報たいとう及び区公式ホームページに掲載して周知するとともに、区政情報コーナーに配備します。

(5) 個人情報の保護

- ・本計画を実施するにあたり得られる個人情報については、台東区個人情報保護条例を遵守するほか、その他個人情報保護に関する法律等に基づいて取扱います。
- ・事業を外部に委託する場合も、同様の取扱いとし、契約の際は、個人情報の厳重な管理や目的外使用の禁止等を契約書に定めます。また、業務によって知り得た情報についても業務終了後も含め守秘義務を徹底するよう委託契約書に定めます。
- ・個人情報を取り扱う職員も管理（書類の紛失・盗難等）に十分に留意するものとします。

(6) データの保管及び管理方法

特定健康診査及び特定保健指導のデータは原則5年間保存し、東京都国民健康保険団体連合会に管理及び保管を委託します。

(7) 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

① 評価の実施主体

本計画における目的及び目標の達成状況については、台東区国民健康保険課において評価を行い、達成状況により事業の実施内容や方法等の見直しを行います。

ア. 特定健康診査受診率・特定保健指導実施率

第4章3の(1)で設定した毎年度の目標値について、前年度の結果として翌年度に確認し、達成度を把握します。

イ. 特定保健指導対象者の減少率

特定保健指導及びその他の保健事業の効果を検証するための指標として、特定保健指導対象者の減少率を把握します。

② 評価の報告

評価及び進捗状況については、毎年度、台東区国民健康保険運営協議会で報告します。